

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷三十四第

行發日一月九年一十和昭

論叢

不動産取得税に就きて……………法學博士神戸正雄

金融の實質的及び表見的の緩漫と逼迫……………經濟學博士小島昌太郎

漁業組合制度論……………經濟學博士蜷川虎三

時論

電氣官營に就て……………經濟學博士作田莊一

家屋税移管問題……………經濟學博士沙見三郎

研究

ヒルデブラントに於ける國民經濟學の課題……………經濟學士白杉庄一郎

獨逸大銀行と工業の集中運動……………經濟學士田杉競

講演

國際資源の再分配問題……………文學士高原操

說苑

獨逸國新電力政策に就いて……………經濟學士大塚一朗

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

家屋税移管問題

汐見三郎

第一 税制改革と家屋税

馬場財政の税制改革の目標として傳へられてゐるものは、第一に中央財政と地方財政とに通ずる税制の根本的改革、第二に動産と不動産との負擔の均衡、第三に法人と個人との負擔の調和、第四に非常時財源の涵養、第五に稅務行政の刷新の五項目であるが、原則のみが示され其の内容の詳細に至つては一向に明かにせられてゐない。此等五項目の中で何と云つても重要なのは第一の目標である。

七月四日に各新聞紙の報ずる所によれば、第一目標に關する「所謂」大藏省案は次の要綱よりなつてゐる。曰く「(一)家屋税の中央移管」と「(二)戸數割の廢止」と「(三)雜種税の整理」と「(四)地方附加税は原則的として容認」と「(五)地方財政調整交付金は地租、營業收益税、資本利子税、家屋税の收入を以て充當」と「(六)大藏省の地方財政監督權擴大」とが其の主なるものである。この「所謂」大藏省案なるものは、はからずも全國都市の間に反對運動を惹起したのである。先づ六大都市が反對に立ち全國の市長が之に和すると云ふ有様である。特に「家屋税の本税を道府縣の手より國家の手

に移す事が都市の自治権を侵害する」と云ふのが反對論の中心の様思へる。「我國の都市、殊に大都市が極度の財政難に苦みつゝある今日、更にこれから家屋税の如き大財源を奪はんとする如きは何たる無情であらう。この際大都市は結束して反對運動を起し、かゝる不條理な計畫を叩き潰すべきである」とまで極論する人もある。果してそうであらうか。

「所謂」大藏省案が果して本物の大藏省案であるかどうか既に一つの問題である。假りに本物なりと推定して見た所で、「(四)地方附加税は原則的として容認」の條件を認める以上は「(一)家屋税の中央移管」は都市財政より決して財源を奪ふものでない。問題となるのは「(五)地方財政調整交付金は地租、營業收益税、資本利子税、家屋税の収入を以て充當」が都市財政を害するかどうかの點であるが、これは中央に移管したる家屋税を如何なる用途に向けるかの問題に關係し寧ろ地方財政調整交付金の問題である。故に「所謂」大藏省案に現はれたる家屋税移管問題を批判するに當つては、場合を分つて之を定めねばならぬ。

先づ現行家屋税の内容を説明し、次に「所謂」大藏省案なるものを細く分析する事によつて其の地方財政特に都市財政に及ぼす影響を明かにしたいのである。

第二 現行家屋税と其の改正案

一 家屋税は徳川時代にも之を見る事が出来るが、明治十五年に郡區部會規則に依り市部に限

り戸數割に代へて賦課し得る事となつたのを現行家屋稅の起源とする事が出来る。其後、明治二十三年に府縣制を施行するや、市部と郡部とを問はず戸數割にかへ家屋稅を賦課することを許した。明治三十二年に府縣稅家屋稅に關する勅令の結果として、府縣は其の全部又は一部の地に於ける家屋に對し家屋稅を賦課し得ることとなり、只だ家屋稅を賦課すれば戸數割を賦課出来ないとしたのである。大正十五年に地方稅に關する法律が發布せられ、昭和二年より府縣稅戸數割を廢すると共に家屋稅を府縣稅として一般的に採用する事となつたのである。

かくの如く家屋稅の從來の課稅權主體は市町村又は府縣であつて、後者の場合に於ても府縣が直接に課するものがあり又は市町村に配賦するものがあり極めて不統一であつた。昭和二年より府縣のみが課稅權主體となり、而も原則として——兵庫縣費の全部の分賦を受けたる神戸市を例外として——府縣が直接に課稅する事となつたのである。然し根本論として地租、營業收益稅、資本利子稅の如き動産、不動産に關する物稅を國稅とせるに拘らず家屋稅のみを地方稅とするのは、我國の租稅體系の上より見て統一を破るものである。

次に家屋稅の課稅標準を見るに、建坪稅、家屋階級稅、家賃稅、家屋價格稅等種々に分れて不統一であつたが、大正十五年に至り賃貸價格を課稅標準に定めたから、現行の家屋稅は家賃稅となつたのである。然し其の賃貸價格なるものが各府縣により大いに異つてゐるのは、現行家屋稅の大なる缺點である。是れ家屋稅を國稅とせんとする有力なる理由である。

かくの如く現行家屋税は、家屋の賃貸價格を課税標準とする府縣税である、而して各市町村は——神戸市が家屋税そのものを課してゐるのを除き——家屋税に對して附加税を課してゐる。更に戸數割を賦課せざる市町村は戸數割を賦課する市町村よりも多くの家屋税附加税を賦課する事を許されてゐるから、——他の理由にもよるが——市財政は町村財政よりも家屋税附加税に依頼する事多く、大都市財政にとつては家屋税附加税は最も重要な財源である。

以上が現行家屋税の太要であるが、「所謂」大藏省案が「家屋税の中央移管」と云つてゐるのは果して内容的に何を意味するものであらうか。項を改めて研究する。

二 家屋税中央移管の問題は明治三十二年よりの懸案であつて實際界でも學界でも研究を積まれ相當具體的に議論の中心となつてゐるから、「一」家屋税の中央移管」と聞いただけでも大體の見當がつく。但し「所謂」大藏省案にて注目すべきは「一家屋税の中央移管」の外に「四」地方附加税は原則的として容認」といふ消極的條件と「五」地方財政調整交付金は地租、營業收益税、資本利子税、家屋税の收入を以て充當」といふ積極的條件とが附せられてゐる事である。七月四日の新聞記事の「所謂」大藏省案につき強ひて臆測をたくましくすれば次の内容を考へ得るのである。

- 一 道府縣税家屋税を廢止し國稅家屋税を新設する
- 二 國稅家屋税に對しては道府縣も市町村も附加税を賦課する
- 三 國稅家屋税額と道府縣附加税と市町村附加税との總額は現行の道府縣税家屋税と市町村附加

税との總額と大した變動を來たさない

四 國稅家屋税の課税標準は家屋の賃貸價格とす、當分は現行の賃貸價格を採用するも近く國に於て改めて調査す

五 國稅家屋税の收入は地方財政調整交付金のプールに入れ更に地方に再分配する事とし一般國費の支辨には充當しない

以上五項目の中で最も重要な點は、四の「國稅家屋税の課税標準をば國の調査にかゝる家屋賃貸價格とする事」と五の「國稅家屋税の收入を一般國費の支辨にあてずして地方財政の調整に用ふる事」との二つの點である。二の「國稅家屋税に地方附加税を許す事」と三の「家屋税關係の負擔に大差を生ぜしめない事」との二つの點は問題を滑かに解決する目的より出發してゐる。

三 家屋税中央移管に對しては各方面から賛成論が唱へられてゐるが、其の論據の主なるものは次の如くである。

第一は前述の租税體系論である。昭和十年度豫算により國稅と地方税（道府縣、市町村、水利組合）とを收得税系統につき計算すれば、次の結果を得るのである。

第一表の示すが如く、我國の收得税系統は一般所得税を基幹とし、補充税として收益税を採り、不勞利得税の體系として相續税を設けてゐる。然るに補充税たる收益税體系の中を見るに、地租と營業税（營業收益税、鑛業税、取引所營業税）と資本利子税とは何れも國稅なるに拘らず、家屋

第一表 昭和十年年度の所得税

(單位千圓)

| 所得税 | 國稅 | | | 地方稅 | | | 合計 |
|------------|---------|--------|-----|---------|-------|-----|---------|
| | 所得稅 | 臨時利得稅 | 戶數割 | 所得稅 | 臨時利得稅 | 戶數割 | |
| 所得稅 | 一九五、八八八 | 三〇、三九六 | | 四九、五五五 | | | 二四五、四〇三 |
| 臨時利得稅 | | | | | | | 三〇、三九六 |
| 戶數割 | | | | 三六、七六六 | | | 三六、七六六 |
| 地租(特別地稅) | | | | 三〇、三九二 | | | 一八、二四四 |
| 家屋稅 | 五七、九三三 | | | 一〇四、七九五 | | | 一〇四、七九五 |
| 營業收益稅(營業稅) | 五〇、五〇〇 | | | 六、一五三 | | | 二六、六五三 |
| 營業稅 | 三、九〇三 | | | 一、九五二 | | | 五、八五四 |
| 鑛業稅 | 三、六六九 | | | 五三四 | | | 三、二三三 |
| 取引所營業稅 | 一四、九〇四 | | | | | | 一四、九〇四 |
| 資本利子稅 | 二八、九六四 | | | | | | 二八、九六四 |
| 動的財產稅(相續稅) | | | | | | | 二八、九六四 |
| 取得稅系統合計 | 三五、一八六 | | | 四九、九九五 | | | 八五、一八一 |

的に調査し直す事が家屋稅中央移管の有力なる理由である。土地の賃貸價格が土地賃貸價格調査法によつて全國統一的に調べ上がつてゐるのであるから更に家屋についても同様の手續を施せば、不動産收益稅の誤稅標準が完備する譯である。加ふるに此種の方法を整理して置くと、所得稅、相續稅、登録稅、不動産取得稅等の現行稅法を課稅する場合にも財產稅の如き新稅を作る場合にも家屋の評價に役立つものであるから、可なり實益の多いものである。

第三は國稅家屋稅を地方財政調整交付金の財源に用ひんとするのである。我が地方財政を救濟

稅のみは地方稅となり國稅より脱落してゐる。これ現行の道府縣稅家屋稅を廢し國稅家屋稅を新設し以て收益稅體系を整へんとする所以である。

第二に現行道府縣稅家屋稅の課稅標準たる賃貸價格が頗る不合理に流れてゐるから、國家の手により統一

する方法として地租營業收益税を地方に委譲する議論と義務教育費全額國庫負擔論との二つが對立して行はれてゐたが、只今では地方財政調整交付金論が支配的となつてゐる。地方財政調整交付金の財源として各種の租税が考へられてゐるが家屋税が其の最も有力なるものゝ一つである。

第四は營業收益税と家屋税との重複課税を避ける爲めには家屋税の中央移管を必要とすると云ふのである。現行法に於ては營業收益税より地租及び資本利子税を控除して重複課税を避けてゐるのであるが、家屋税と營業收益税との重複課税は、家屋税が地方税なるが爲めに之を避ける事が困難である。此の意味よりして家屋税を國家の手に移さん事を要求してゐる。而して此の要求は、營業資本の大部分を家屋に投資せる倉庫業者、旅人宿業者、ビルディング業者より出されてゐる。例へば昭和六年十月に日本倉庫業聯合會が「家屋税賦課輕減に關し大藏、内務及び商工大臣に對する陳情書」を提出してゐるし、其の第一項には「現行府縣税たる家屋税を直接國税に編入し地租と同じく營業收益税より其税額を控除すること」を望んでゐる。

以上四つの論據の中で第一の論據は説明をまたざる程に明かなるものであり、第四の論據は可なり部分的のものであるから共に之を略し、専ら第二と第三との二點につき研究を進めたいのである。家屋賃貸價格再調査問題と地方財政調整交付金問題とが之である。

第三 家屋賃貸價格再調査問題

一 現行家屋税の課税標準は家屋の賃貸價格であつて家屋税調査委員の調査に依り北海道に在りては北海道長官、府縣に在りては府縣知事が之を決定する事となつてゐる。但し神戸市は兵庫縣費の全部の分賦を受けてゐるから神戸市長が家屋の賃貸價格を決定するのである。

家屋の賃貸價格については「地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件」(大正十五年十一月十七日勅令第三百三十九號)に規定せられてゐる。即ち家屋の賃貸價格は、貸主が公課、修繕費其他家屋の維持に必要な經費を負擔する條件を以て家屋を賃貸する場合に於て貸主の收得すべき金額の年額」を以て之を算定する事となつてゐる。而して家屋の賃貸價格は五年毎に一般に之を改訂する事とし、改訂したる家屋賃貸價格は改訂したる翌年度分より之を家屋税の課税標準としてゐる。

かう云ふと家屋税の課税標準たる家屋の賃貸價格が一目瞭然に調査せられてゐる様であるが決してそうではない。道府縣内部の問題を暫く措くとしても、道府縣の異なるに従ひ或は重く評價せられ或は軽く評價せられてゐるのである。試みに第二表に「内閣統計局が國富を推計するに用ひたる昭和五年末私有建物價格」と「道府縣と神戸市とが家屋税賦課に用ひたる昭和十年年度家屋賃貸價格」と「道府縣と神戸市とが家屋税賦課に用ひたる昭和十年年度家屋賃貸價格の一坪當り平均」とを掲げたのである。更に此等の數字が各道府縣毎に如何に異つてゐるかを示す爲めに、道府縣平均數字を一〇〇として比率を示すと共に大小の順序に配列して順番をつけたのである。

第二表 道府縣別の建物價格と家屋賃貸價格

| | 實 數 | | | 比 率 (%) | | | 順 番 | | |
|-----|------------------------------|-----------------------------|----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 昭和五年 末私有建 物價格 (百萬圓) | 昭和十年 度家屋賃 貸價格 (千圓) | 昭和十年 度坪當賃 貸價格 (圓) | 昭和五年 末私有建 物價格 | 昭和十年 度家屋賃 貸價格 | 昭和十年 度坪當賃 貸價格 | 昭和五年 末私有建 物價格 | 昭和十年 度家屋賃 貸價格 | 昭和十年 度坪當賃 貸價格 |
| 北青 | 660 | 34,791 | 2.52 | 150 | 102 | 76 | 8 | 11 | 27 |
| 海森 | 194 | 17,466 | 3.32 | 44 | 51 | 101 | 40 | 30 | 9 |
| 道縣 | 199 | 18,027 | 2.68 | 45 | 53 | 81 | 38 | 29 | 26 |
| 縣縣 | 238 | 23,759 | 3.24 | 54 | 70 | 98 | 32 | 19 | 11 |
| 縣縣 | 216 | 14,119 | 2.21 | 49 | 41 | 67 | 35 | 38 | 33 |
| 秋田 | 231 | 20,488 | 2.96 | 53 | 60 | 90 | 34 | 24 | 18 |
| 山形 | 323 | 28,728 | 3.05 | 73 | 84 | 98 | 25 | 15 | 16 |
| 島城 | 531 | 28,146 | 2.88 | 121 | 82 | 87 | 11 | 16 | 22 |
| 茨城 | 371 | 17,115 | 2.40 | 84 | 50 | 73 | 22 | 31 | 29 |
| 栃木 | 374 | 18,539 | 2.10 | 85 | 54 | 64 | 21 | 26 | 38 |
| 群馬 | 468 | 25,471 | 2.71 | 106 | 74 | 82 | 16 | 17 | 25 |
| 埼玉 | 548 | 33,524 | 3.39 | 125 | 98 | 103 | 9 | 13 | 8 |
| 東京 | 1,755 | 367,305 | 12,95 | 398 | 1,075 | 393 | 1 | 1 | 1 |
| 神奈 | 528 | 41,272 | 3.57 | 120 | 121 | 108 | 12 | 7 | 6 |
| 川縣 | 444 | 40,333 | 2.72 | 101 | 118 | 83 | 18 | 8 | 24 |
| 新潟 | 194 | 14,282 | 2.12 | 44 | 42 | 64 | 39 | 36 | 36 |
| 富山 | 210 | 21,465 | 3.16 | 48 | 63 | 96 | 37 | 23 | 13 |
| 石川 | 179 | 10,777 | 1.98 | 41 | 32 | 60 | 43 | 41 | 40 |
| 福山 | 149 | 6,745 | 1.42 | 34 | 20 | 43 | 46 | 46 | 46 |
| 山梨 | 435 | 33,589 | 2.11 | 99 | 98 | 64 | 19 | 12 | 37 |
| 長野 | 300 | 20,429 | 1.90 | 68 | 60 | 58 | 26 | 25 | 42 |
| 岐阜 | 909 | 36,375 | 3.08 | 206 | 107 | 93 | 6 | 10 | 14 |
| 靜岡 | 1,358 | 82,857 | 2.78 | 308 | 242 | 84 | 2 | 3 | 23 |
| 愛知 | 694 | 29,657 | 3.04 | 157 | 87 | 92 | 7 | 14 | 17 |
| 三重 | 281 | 18,038 | 3.08 | 64 | 53 | 93 | 29 | 28 | 15 |
| 滋賀 | 512 | 50,227 | 4.72 | 116 | 147 | 143 | 13 | 6 | 3 |
| 京都 | 1,018 | 126,382 | 6.82 | 231 | 370 | 207 | 4 | 2 | 2 |
| 大阪 | 921 | 76,974 | 3.80 | 209 | 225 | 115 | 5 | 4 | 5 |
| 兵庫 | 212 | 15,066 | 2.92 | 48 | 44 | 89 | 36 | 35 | 19 |
| 奈良 | 298 | 14,254 | 2.41 | 68 | 42 | 73 | 27 | 37 | 28 |
| 和歌 | 133 | 7,261 | 1.74 | 30 | 21 | 53 | 47 | 44 | 44 |
| 島縣 | 235 | 13,519 | 2.36 | 53 | 40 | 72 | 33 | 39 | 30 |
| 根縣 | 383 | 23,350 | 1.91 | 87 | 69 | 58 | 20 | 21 | 41 |
| 山縣 | 488 | 38,261 | 2.90 | 111 | 112 | 83 | 14 | 9 | 20 |
| 廣縣 | 362 | 24,276 | 2.17 | 82 | 71 | 66 | 24 | 18 | 35 |
| 山口 | 164 | 10,619 | 2.36 | 37 | 31 | 72 | 45 | 42 | 31 |
| 德島 | 176 | 7,324 | 1.34 | 40 | 21 | 41 | 42 | 43 | 47 |
| 香川 | 282 | 22,275 | 2.89 | 64 | 65 | 88 | 28 | 22 | 21 |
| 愛媛 | 168 | 7,121 | 1.71 | 38 | 21 | 52 | 44 | 45 | 45 |
| 高知 | 1,019 | 60,821 | 4.36 | 231 | 178 | 132 | 3 | 5 | 4 |
| 福岡 | 276 | 11,096 | 3.21 | 63 | 32 | 97 | 30 | 40 | 12 |
| 佐賀 | 457 | 18,197 | 2.85 | 104 | 53 | 71 | 17 | 27 | 32 |
| 長崎 | 486 | 15,859 | 1.74 | 110 | 46 | 53 | 15 | 33 | 43 |
| 熊本 | 366 | 15,361 | 2.20 | 83 | 45 | 57 | 23 | 34 | 34 |
| 分縣 | 247 | 16,471 | 3.46 | 56 | 48 | 105 | 31 | 32 | 7 |
| 崎縣 | 540 | 23,657 | 3.31 | 123 | 69 | 100 | 10 | 20 | 10 |
| 鹿兒 | 183 | 2,643 | 2.00 | 42 | 8 | 61 | 41 | 47 | 39 |
| 沖繩 | | | | | | | | | |
| 平 均 | 441 | 34,156 | 3.30 | 100 | 100 | 100 | | | |

内閣統計局調査の昭和五年末私有建物價格と道府縣調査の昭和十年家屋賃貸價格とは一致しないのが當然である。片一方は財産であり他方は収益である外に、對象となる家屋の範圍も違ひ調査の年代も違ふからである。然し大體に於て兩者は類似の擴がりを示すべき筈であるに拘らず、第二表では必ずしもそうは表はれてゐない。私有建物價格では、最高は東京府の十七億五千五百萬圓(比率二九八%)であつて最低の鳥取縣一億三千三百萬圓(比率三〇%)の十三倍に上り比較的に差が少い。之に反し家屋賃貸價格では、最高の東京府三億六千七百三十萬圓(比率一、〇七五%)は最低の沖繩縣二百六十四萬圓(比率八%)の實に百三十九倍に上つてゐるのである。筆者は必ずしも内閣統計局の國富推計に百パーセントの信頼を置かない迄も一應の標準としてゐる。然るに家屋税の課税標準との間にかゝる隔りを生ずるのは、其の大半の原因は家屋賃貸價格の調査方法の不完全に歸すべきでなからうか。

特に注目すべきは一坪當り住宅賃貸價格である。東京府(十二圓九十五錢)、大阪府(六圓八十二錢)、京都府(四圓七十二錢)、福岡縣(四圓三十六錢)、兵庫縣(三圓八十錢)、神奈川縣(三圓五十七錢)の順序は一應理解出来るとして、宮崎縣(三圓四十六錢)が第七位を占め、青森縣(三圓三十二錢)が第九位を占め、鹿兒島縣(三圓三十一錢)が第十位を占め、愛知縣(二圓七十八錢)が第二十三位に落ちてゐるのは、納得出来ない事實である。

二 以上の諸事實を考へて見ると、家屋税の課税標準たる家屋の賃貸價格なるものは少くとも

道府縣間に於ては權衡がとれてゐない事を知るのである。「土地賃貸價格調査法」が「地租の課税標準たる土地の賃貸價格」を定めてゐると同様に、「地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件」が「家屋税の課税標準たる家屋の賃貸價格」を定めてゐるに拘らず、家屋の賃貸價格が土地の賃貸價格ほどに都合よく調査出來ないのは何故であらうか。これ全く過去の宿弊が抜け切れない爲めである。

現行家屋税の課税標準たる家屋の賃貸價格は二段の手續をへて調査せられてゐる。即ち市町村長の下調をしたるものを先づ第一次家屋税調査委員に於て調査する、次に第一次家屋税調査委員の結果をば數市町村を合したる區域の第二次家屋税調査委員に於て調査し府縣内の權衡を圖る機構となつてゐる。然し實際上に於ては必ずしも好都合に運んでゐないのである。甚だしき町村に至つては、従前の府縣税たる戸數割の税額より逆算して家屋の賃貸價格を調べてゐると云ふものもある。道府縣内部が已にかくの如くである。加ふるに道府縣は相互間に何等の聯絡をとる事なく獨自に賃貸價格を決定してゐる。例へば家屋の賃貸價格に土地の賃貸價格を包含するものあり、せざるものあり、其他千差萬別である。

法文に書いた様な意味の家屋の賃貸價格を調べる爲めには、どうしても家屋税を國税に改め從來の行き掛りを棄て、國家の手により家屋の賃貸價格を再調査するしか方法がない。かくして得たる國税家屋税の收入額を共儘で地方團體に返却するか、又は國家の手になめるか、又は地方財

政調整交付金のプールに組み入れるか、其等は第二段に起つてくる問題である。少くとも家屋の賃貸價格を無理の無い様に市町村間にも道府縣間に統一する事が先決問題である。

第四 地方財政調整交付金問題

一 家屋税に關する批難は更に課率の不均衡なる事にも加へられてゐる。即ち、家屋賃貸價格を標準として道府縣の課率が高低區々に分れてゐる事が第一の批難であり、家屋賃貸價格を標準として市町村附加税の課率が高低區々に分れてゐる事が第二の批難であるから、第三表には家屋税課率の高低を比較し以て此の批難を考へたのである。市町村附加税の課率については更に二つの點を考へねばならぬ。第一に神戸市の課率のみが特に大なる數字を示してゐるが、これは兵庫縣費の全部分賦を受けてゐる結果であるから、除外した。第二に市町村の中で戸數割を賦課せざるものと戸數割を賦課せるものとは家屋税の附加税の制限率が非常に違つてくるから之を區別すべく特に市について其の必要がある。かくて道府縣の課率の平均を一〇〇として最高率と最低率とを求め、市町村の課率の平均を一〇〇として最高率と最低率とを計算し第三表を得たのである。

第三表に示したのは最高最低の極端なる例であるが、其れにしても同じ日本國內に行はれる家屋税かと思はれる程の不均衡である。地方財政調整交付金を作つて此間の調和をはからうと云ふのも當然の要求である。然し茲に困つた事は、道府縣の課率の不均衡よりも市町村の附加税率の不

第三表 家屋税課率高低比較 (昭和十年度)

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全國平均 | 100 | 道府縣 | 100 | 100 | 100 |
| | | | | | |
| 最高率 | 100 | 最 | 100 | 100 | 100 |
| 最低率 | 100 | 最 | 100 | 100 | 100 |

戸數割を賦課せざる三十九市
 戸數割を賦課する八十八市
 最 高 率 100 (巽(鹿兒島縣大島))
 最 低 率 100 (五(東京府))
 市 100 (二(室蘭市))
 100 (四(東京市))
 100 (一(帯廣市))
 100 (三(飯塚市))
 100 (七(北海道))
 100 (九(新潟縣))

均衡よりも、問題の出發點たる家屋の賃貸價格なるものに信用が置けないと云ふのである。道府縣によつて異り市町村に

よつて思ひ思ひに定めた標準を金科玉條としてゐる限りは、道府縣が不均衡とか市町村が不均衡だとか幾ら議論を闘はした所で仕方がない。かくて家屋の賃貸價格の調査を最初から遣り直すと云ふ點に重心を置いて家屋税を中央に移管する事は、國民生活全體の爲め更に市町村民相互間の負擔の均衡を保つ爲めに是非行はねばならぬのである。

それにも拘らず何故に全國の都市特に六大都市が家屋税中央移管に對し反對の意思を表示してゐるかと云ふに、家屋税に大變動が起ると都市財政の運用に差支へを生ずる程に家屋税が都市收入に重要な部分を占めてゐるからである。これは家屋が都市に密集し都市の富の大部分を占め都市の有力なる財源になつてゐるのにもよるが、更に大都市にては戸數割を徴收せず家屋税が戸數割の代税たる役目を勤めてゐるのにもよる。特に兵庫縣費の全部の分賦を受けてゐる神戸市に於ては家屋税中心に市税を組織してゐると云つても過言でないのである。此間の消息を明かにす

る爲めに、第四表に「神戸市」と「神戸市以外の六大都市」と「六大都市以外の全国都市」と「町村」につき市税収入と家屋税収入との比較を試みたのである。

第四表 市町村別の家屋税収入（昭和十年度）

| 市町村 | 家屋税収入 (千円) | 市税収入 (千円) | 家屋税収入が市 税収入に占むる 割合(%) |
|--|---------------|--------------|-----------------------------|
| 神戸市 | 四、〇九〇 | 二〇、五七七 | 一九.九 |
| 五大都市 (東京市、大阪市、 京都市、名古屋市、 横浜市) | 三三、三三六 | 八八、六七七 | 三七.五 |
| 六大都市以外の都市 | 二一、三三〇 | 六〇、九七三 | 三四.八 |
| 町村 | 一六、五四三 | 三七、七二二 | 四八.六 |

第四表は内務省の地方財政概要より得たる數字であるが、家屋税収入が六大都市の財政特に神戸市の財政に重要であると云ふ事と六大都市以外の都市では其れ程でもないと云ふ事と町村

財政にとつては家屋税は大した問題でない事とが數字的に明かとなつた譯である。物は考へ様である。大都市の財務行政の運用の根源をなしてゐる家屋税の地位を搖がす様な改革を行ふ事は自治權の侵害だと云ふ人があるかも知れぬが、それは専ら財務行政の立場より出發した議論である。市税収入の四割を占めてゐると云ふと家屋税は市民にとつて重要な負擔である、其の家屋税が不合理なる課税標準で出發してゐるとせば、國民及び市民の立場よりは之が改正を要望せねばならぬ。勿論市の財務行政は國民及び市民の利害關係に影響を及ぼすものであるから、之を尊重すべきであるが、問題は國民及び市民の家屋税の公平負擔と大都市財務行政の運用とを如何に

調和するかに存してゐる、この意味に於て家屋税移管の問題を決して自治權侵害の問題に結びつけてはならないのである。殊に神戸市を除けば家屋税の本税は道府縣税であつて、市町村税ではない。家屋税が道府縣税であると都市の自治が保たれ家屋税が國税となると都市の自治が保たれぬとは考へられぬ。家屋税の國税移管は或は一時的には都市の財務行政に不便を來す事があるかも知れぬが極力之を避くべく其の方法については筆者の私見を次に説明したい。

二 國民及び市民の公平負擔の立場より考へて家屋税の中央移管の必要あると共に家屋税の中央移管が大都市の財務行政に及ぼす影響も併せ考へねばならぬ。處が茲に困難なる問題は地方財政調整交付金と家屋税との關係である。

思ふに地方財政を地方税のみによつて賄はんとする原則は已に破られてゐる、交通機關が發達し地方相互間の關係が密接となり地方費中で國政事務費が大となり國家が一つの經濟單位となつてゐる今日に於ては已むを得ない事實である。現に義務教育費國庫負擔金の如き臨時町村財政補給金の如き實質上に於ては一種の地方財政調整交付金として現はれ地方財政の獨立性を破つてゐる。

地方財政調整交付金の財源として「所謂」大藏省案は地租、營業收益税、資本利子税、家屋税の收入を以て之にあてんとしてゐるが、問題はこのプールに入れた収益税を地方に再分配する標準に如何なる指數を用ふべきかの點である。この方面の詳細なる所は「所謂」大藏省案の新聞記事に

もなく、全く筆者の私見であるが、第一次に大部分を納税地に返却し、第二次に人口を用ひ、第三次に窮乏の程度を考へて全國に再分配すべきである。然らば何をもつて窮乏の程度を測定するかと云ふ難問が残る。更に問題は次の點に存す。家屋税、地租の如き擔税地と納税地との一致してゐるものは納税地に凡て返却する事とし、營業收益税、資本利子税の如き納税地と擔税地との明瞭ならざるものについては人口又は窮乏の程度を用ふる事が考へられる。現に營業收益税については地方附加税を賦課するに當り本税の分別が行はれてゐるから、此種の人爲的方法是全く新しいものではない。若し此の方法を採用すれば地方財政調整交付金の問題は家屋税と餘り大なる關係を有しない事になる。最後に府縣に分配して然る後に市町村に分配するか府縣市町村の兩方面に分配するかも問題である。

地方財政調整交付金は財政の困難なる市町村、特に町村を目標としてゐるのであるが、六大都市の經濟的實力を財政制度の上に認める事も必要である。久しく唱へられてゐた特別市制の精神を何とかして此際に實現したいものである。地方財政調整交付金を確立すると共に六大都市の特別課税權を或程度まで承認する事によつて町村と大都市との財政上の提携が出来るのである。

地方財政調整交付金は結局は富力大なる地方團體が僅少の負擔を提供し、それによつて富力少き地方團體の財政が浮び上る分けであつて、その精神に於て賛成すべきである。たゞ方法を誤ると大都市財政に大打撃を與へ都市と農村との相剋を齎らす事となる。「所謂」大藏省案は地方附加

税を従前通り許すものであり、少くとも家屋税に關する範圍内に於ては都市財政に急激なる變動を與へないものと解してゐるから、此點は安心である。

第五 結 論

終りに一言すべきは、六大都市及び全國都市の關係者が七月四日の「所謂」大藏省案の新聞記事に基き反對意見を發表せられたから、筆者も「所謂」大藏省案につき考察し家屋税移管に對し寧ろ賛成の議論をすゝめたのである。然し本物の大藏省案は未だ發表せられてゐないし、若しそれが「所謂」大藏省案と非常に異つてゐると反對意見も賛成意見も再び建直さねばならぬ事となる。

要するに家屋税移管問題は賃貸價格再調査問題と地方財政調整交付金問題との二つよりなつてゐる。前者には筆者は無條件に賛成である。後者については條件付に賛成である。其の條件とは大都市の財務行政に急激なる變動を與へざる事である。殊に神戸市については特別の考慮を必要とする。然し何れにしても都市の自治權侵害とは別問題である。

家屋税移管問題をして地方財政調整交付金問題と密接なる關係を有せしむる以上は、家屋税の中央移管は單に家屋税一個の負擔の問題に止まらず地方税全體の負擔の問題と關聯する。直接税負擔額を「六大都市」と「六大都市以外の都市」と「町村」とに分つと、第五表の結果を得る。

假に直接國税負擔を一、〇〇〇として地方税負擔の比率を見るに、「町村」が三、五七八を示し最も大にして「六大都市以外の都市」一、八六九が之につき「六大都市」が八六六にして最も小である。

第五表 直接税負擔額 (昭和八年度)

| 全 國 | 總 額 | | | | | 比 率 | | | | |
|-----------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--|--|
| | 額 (千円) | | | | | 率 (%) | | | | |
| | 直接國稅 | 府縣稅 | 市町村稅 | 計 | 直接國稅 | 府縣稅 | 市町村稅 | 計 | | |
| 六 大 都 市 | 一、五、八四 | 五、六七 | 八、一〇六 | 二九、〇九七 | 一、〇〇〇 | 三九 | 五七 | 一、八六六 | | |
| 六大都市以外の都市 | 五、四二 | 三、三九 | 五、六六 | 一〇、〇三七 | 一、〇〇〇 | 六六 | 一、〇四 | 二、八六九 | | |
| 町 村 | 六、三九 | 一、〇九六 | 二〇、六七 | 四四、二九 | 一、〇〇〇 | 一、四五 | 二、〇九五 | 四、五七八 | | |
| 全 國 | 三〇、六五 | 三九、三二 | 三六、四三 | 一〇六、四〇 | 一、〇〇〇 | 七六 | 一一、二二 | 二、八七九 | | |

六大都市の財政も決して餘裕多きものでないが、極度の財政難に苦んでゐるのは寧ろ町村である。町村財政が改善せられ町村の購買力を増せば聽て都市の繁榮の原動力となる。大都市が僅かばかりの金額を地方財政調整交付金に注ぎ込む事によつて、之を受くる町村は蘇生し其の好影響は自ら大都市に及んでくる。而して地方財政調整交付金の最も有力なる財源は家屋税である、かくて家屋税の中央移管は大局より見て大都市の損害とはならない。

我國の第三種所得の四割六分は六大都市に集中してゐる。我國の六大都市の或るものは財政力に於ては世界の多くの小國を凌駕してゐる程度に發達してゐる。同じ日本國內に苦しんでゐる町村財政があれば、六大都市は目前の小損害に捉へらるる事なく寧ろ地方財政調整交付金を通じて進んで援助をするが如き襟度を示して貰ひ度いものである。然し六大都市に犠牲を負はすのみが能でないから、近く特別市制の問題の解決をも圖り、大都市財政の確立を併せ期すべきである。

本論文の資料につき大村地方局長に負ふ所多し、謝意を表す。